

議案第110号

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部改正について

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成17年松阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月2日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成17年松阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和元年10月4日を含む任期に係る市長の退職手当の特例）

16 令和元年10月4日に現に在職する市長の同日を含む任期に係る退職手当については、第5条の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。